

警戒区域内への一時立入について

1 目的

警戒区域内の住宅等の維持管理のための換気や掃除などを実施していただくものです。

2 立ち入りの流れ

- ・事前にご連絡のうえ、臨時的立入届の提出をお願いします。(FAX、メール可)
(危機管理課 FAX : 0557-86-6446 Email : kikikanri@city.atami.shizuoka.jp)
- ・当日は、作業前に指定された現地受付にて手続きを行ってください。
- ・作業終了の際には、受付にて退出の手続きを行ってください。

3 実施日

- ・10月17日(日) 午前(9:00-12:00)又は午後(13:00-16:00)
- ・上記以降は、毎月第1日曜日と第3日曜日
(現場の作業等により中止又は変更の場合あり)

※市職員の立会い

4 条件

- ・1世帯2名まで、3時間以内でお願いします。
- ・現地までの交通手段は各自で準備してください。
- ・車両の乗り入れが必要な場合は軽自動車1台までです。
- ・作業にボランティアの協力は可能です(各自で調整してください)
(熱海市復興ボランティアセンター TEL090-3382-8842)
- ・ヘルメット着用(各自でご用意ください)

5 その他

- ・車で来る際は、猪洞市有地に駐車願います。(今後、変更の可能性あり)
- ・今後は、現場の状況等により内容を変更してまいります。

警戒区域内への臨時的立入届

令和 年 月 日

熱海市長 あて

住所
届出者 機関名
(代表者) 氏名
電話

災害応急対策等のため、警戒区域内への立入りが必要となりましたので届け出ます。
なお、立入りに関しては、下記指示事項を遵守し、立入りに伴う事故等については、届出者の責任で処理し、熱海市に対してその損害の賠償を求めないことを確約いたします。

立入予定日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分	
立入の目的・内容 (災害応急対策等の内容)		
立入の場所	(届出者の住所地に同じ場合には記入の必要はありません。) 伊豆山 番地	
所有者の承諾	(所有者が届出者と違う場合には所有者の署名) 伊豆山 番地 (署名) _____ 【連絡先】	
立ち入る者の氏名等 (全ての立入者を記入してください)	氏名	連絡先(当日連絡がつく携帯電話等)
備考		

※以下は記入しないでください。

災害対策基本法第63条に基づく警戒区域への臨時的立入については、上記立入届に記載の目的、内容の範囲内とし、下記指示事項を付し、立入りを認める。

令和 年 月 日

熱海市長

指示事項	受付印
1 立入に際しては以下を遵守してください。 (1) ヘルメット着用など安全を確保したうえで立ち入ること。 (2) 本書を携行し提示を求められた際は応じること。 (3) 随員職員・現場作業員の指示・命令に従うこと。 (4) 立入場所において危険や異変があった場合は速やかに退避すること。 2 復旧作業の進捗や天候、また危険な行為があった場合には立入を中止し、警戒区域からの退去を命じることがあります。	※受付印無きものは無効

※緊急連絡先 危機管理課 0557-86-6298